

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年9月11日

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	田尻 匠
同	小林 誠

平成31年度 第1回分

ア本 庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知 事 公 室 広報広聴課	令和元年 7月8日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 427,460円）認められた。上記のうち1件では、会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
統計課	令和元年 7月8日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件（契約額合計 530,160円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
防災統括室	令和元年 8月7日	<p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>資金前渡職員は、登記原因の発生の都度その内容を現金出納簿に記入し常に資金の状況を明らかにしなければならないのに、平成30年度において、日付、摘要の記載誤りなど現金出納簿に適時適切に登記していなかった事例が6件認</p>	<p>現金出納簿の事務処理について、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、内部のチェック体制の整備として、各月分の記入に際しては複数名の職員で確認を行い、所属長による月例検査を漏れな</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>められた。</p> <p>また、資金前渡職員は、資金前渡を受けた公課費（1件 34,200円）について精算をすべき期間内に精算を行わなければならないのに、6月以上経過した予備監査時点でも精算を行っていなかった。</p> <p>さらに、所属長は、毎月末日に現金出納簿等の資金前渡職員の保管する書類を月例検査することとされているのに、上記の事態が発生した各月において月例検査を行っていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、内部のチェック体制の整備に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 2,866,540円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁</p>	<p>く実施するものとする。</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成事務について、奈良県会計規則等に基づき適正な事務執行に努めるとともに、複数名の職員で事務の進捗確認を確実に実施するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
消防救急課	令和元年 8月7日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計 131,644,392円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 427,416円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>適切な事務処理を行うよう指導し、再発防止に努めている。</p> <p>また、関係法令や規則等に基づく適切な事務処理を行うよう指導するとともに、同様の不適切事務が行われないよう、決裁過程でより慎重にチェックを行っている。</p>
安全・安心まちづくり推進課	令和元年 8月7日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計 88,992円)認められた。</p>	<p>各担当が支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、課内で事務のスケジュールを把握するためリストを作成するなど、支出負担行為の遅延がないよう努めている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
地域振興部			
南部東部振興課 奥大和移住・交流推進室	令和元年 8月6日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 5,036,785円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の5件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
うだ・アニマルパーク振興室	令和元年 8月6日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行っていた事例が12件(契約額合計 7,657,308円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が8件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上3か月未満の事例が3件、④3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件(7,334,868円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
<p>医療政策局</p> <p>地域医療連携課</p>	<p>令和元年 7月11日</p>	<p>補助金の不適切な事務処理について</p> <p>補助金は交付決定の条件により事業を実施すべきものであることから、奈良県補助金等交付規則第4条により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとされているが、交付決定通知書上の交付決定日から7か月後に、実際は交付決定を行っていた事例が1件(10,038,000円)認められた。</p> <p>また、補助金等の指令の決定を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、指令をするときとされているが、交付決定と同様に支出負担行為の事務処理も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規</p>	<p>補助金交付事務に当たっては、対象事業の一覧を作成して事業進捗の状況を把握することでチェック体制を機能させるとともに、会計例規に基づいた適正な事務執行を職員に徹底することにより、適切に必要な手続きを行うよう努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>則、奈良県会計規則等に基づき、適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>地域医療連携課 医師・看護師 確保対策室</p>	<p>令和元年 7月11日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計 35,058,562円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上3か月未満の事例が7件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件(契約額合計 34,209,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、遅延することなく支出負担行為及び契約書の作成事務等を行えるよう、適切な時期に相手方に対して必要書類の準備を指示するとともに、定期的に準備状況について確認する等厳正な管理に努める。</p>
<p>病院マネジメント課</p>	<p>令和元年 7月11日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について 平成30年度末の郵便切手の保有残高は86,546円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p>	<p>今後は、使用予定枚数の把握と台帳の残高確認を行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>調査委託契約における前払金の過払について</p> <p>平成29年度発注の調査委託契約において、平成29年度前払金の限度額が平成29年度履行高予定額の10分の3(504,000円)であるにもかかわらず、受注者からの前払請求に基づき、誤って当該契約における平成29年度の支払限度額(1,680,000円)を支出していた事例が1件(過払額1,176,000円)認められた。</p> <p>今後は、調査委託契約の前払金の支出事務について、前払金の支払限度額の確認を徹底するとともに、決裁過程における内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額4,998,720円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、担当者による前払金の支払限度額の確認を徹底するとともに、会計局や企画管理室主催の研修に積極的に参加させ、課内へフィードバックし、内部のチェック体制を強化することで、適正な事務の執行に努める。</p> <p>支出負担行為について、年間スケジュールによる進捗管理を行い、予算の全体執行の進捗管理を徹底し、奈良県会計規則等に基づいた、適正な執行に努める。</p>
健康推進課	令和元年 7月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な事務執行を職員に徹底するとともに、年間スケジュールにより委託契</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 1,607,240円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計1,260,560円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>約の時期を課内で共有し、事業担当補佐に加え、総務担当補佐が確認するよう、チェック体制を強化する。</p>
疾病対策課	令和元年 7月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 8,218,864円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約</p>	<p>会計局や企画管理室主催の研修に積極的に参加させる等、奈良県会計規則等の会計例規を職員に周知徹底する。</p> <p>また、事業担当補佐に加え、総務担当補佐が確認するようチェック体制を強化するとともに、係長段階で年間予定表等を活用して事業進捗の把握を強化する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件(契約額合計8,147,152円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
<p>薬務課</p>	<p>令和元年 7月11日</p>	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料 17,350円)認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額等合計 1,954,584円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件(うち最長のものは11か月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするとき</p>	<p>今後は、公用車の自動車損害賠償責任保険料の支出について前払いにより適正に処理する。</p> <p>事業執行のスケジュールを踏まえた決裁の進捗管理を行うとともにチェック体制を強化し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な事務執行を職員に徹底する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>は奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 248,616円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
<p>県土マネジメント部</p> <p>建設業・契約管理課</p>	<p>令和元年 7月18日</p>	<p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>建設業統計調査(平成30年5月分)に係る後納郵便料金(9,450円)について、資金前渡職員に対する前渡資金の交付のための支出を誤って二重に行っていた。また、資金前渡職員は、現金の出納を現金出納簿に適時に登記していなかったため、誤って二重に交付された上記の前渡資金に気づかず、その精算が7か月以上遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>今後は支払担当者により資金前渡の際毎月登記を行い、併せて資金前渡職員によるチェックを行い再発防止に努める。</p>
<p>技術管理課</p>	<p>令和元年 7月18日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延していた事例が4件(支出負担行為額合計 158,591,520円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
道路管理課	令和元年 7月19日	<p>備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料について、納車日の後に支出していた事例が2件(保険料合計 62,460円)認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>タクシー乗車券の不適切な管理について タクシー乗車券の使用に当たっては、券使用者は未使用の場合、当該乗車券を取扱責任者に速やかに返還することとされているのに、タクシー乗車券1枚分について、未使用であるのに返還されず、所在不明になっていた。 今後は、関係通知に基づき、適正な管理に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計 130,189,354円)認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が2件、②3か月以上の事例が3件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている</p>	<p>今後は、保険料について「前払い」により適正に処理するとともに、支出時には複数の職員での確認を徹底するなど再発防止に努める。</p> <p>今後は、タクシーチケット管理者によるチケット交付、交付簿への記入、及び使用状況の適正管理を徹底する。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の事務の適正な執行及び契約書の作成に努めるとともに、管理職員による業務の進捗管理を行い、必要に応じ、職員に助言を行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>が、上記のうち4件（契約額等合計 114,412,154円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
河川課	令和元年 7月19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延していた事例が1件（支出負担行為額 20,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行う。特に年度当初の支出負担行為については、遅延等を防ぐため、年度当初要処理業務一覧に業務内容、処理時期等を明記し係単位で共通認識を持つとともに、複数のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
まちづくり推進局 公園緑地課	令和元年 7月29日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延していた事例が1件（契約額 7,268,400円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行</p>	<p>今後は奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、職員相互のチェック機能を高め、適正に事務処理を行えるよう職員各自の意識強化を図りながら課内における情報共有や書類の確認の徹底を図る。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
奈良公園室	令和元年 7月29日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延していた事例が2件(支出負担行為額合計 18,238,295円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>業務委託契約に係る契約保証金について、保険会社と受注者との履行保証保険契約の締結日より前に、契約保証金を免除し、業務委託契約(契約額 344,744,386円)を締結していた事例が1件認められた。</p>	<p>今後は、今回の事項について室内で情報共有するとともに、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を徹底し、今後は委託料、工事請負費等の契約、支出負担行為について、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、今回の事項について室内で情報共有するとともに、契約締結前に複数の担当者による書類確認を徹底し、今後は奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
平城宮跡事業 推進室	令和元年 7月29日	<p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>業務委託契約に係る契約保証金について、受注者が委託した工事履行保証契約の締結日より前に、契約保証金を免除し、建築工事監理業務委託契約（契約額 864,000円）を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後、建築工事監理業務委託契約において請負業者と保険会社との工事履行保証契約の締結をもって契約保証金を免除する場合は、工事履行保証契約締結の確認を行ったうえ、建築工事監理業務委託契約を締結するなど、奈良県契約規則に基づいた適正な事務の執行に努める。</p>
住まいまちづくり課	令和元年 7月29日	<p>行政財産使用料等の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する平成30年度使用料等について、調定すべき日から1か月以上3か月未満遅延していた事例が20件（調定額合計 1,921,474円）、3か月以上遅延していた事例が1件（調定額合計 4,596円）認められた。そして、上記の21件では、納期限経過後に納入通知書を発していた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（支出負担行為額 36,567,720円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整</p>	<p>今後は継続案件について早期に事務手続きを開始し、奈良県行政財産使用料条例、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づく適正な事務の執行を行う。</p> <p>当該案件は担当者等の会計規則の理解が十分でなかったことから生じたことから、課内での研修等知識研鑽を実施すると共に、事務実施については、複数の担当者によるスケジュール管理と確認を実施し、適正に実施を行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
建築安全推進課		備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
	令和元年 7月29日	<p>証紙収納実績の報告誤りについて 消印した収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、建築安全推進課所管の建築士免許手数料について、1,248,000円と証紙収納実績報告書に記載すべきであるのに、誤って、1,036,800円と記載して報告していた。また、建築士事務所登録手数料について、3,041,500円と証紙収納実績報告書に記載すべきであるのに、誤って、3,014,000円と記載して報告していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>証紙の消印漏れについて 開発登録簿写し交付手数料の平成30年度の証紙収納について、奈良県収入証紙条例施行規則に定められた消印を行っていない事例が10件(証紙収納額合計15,040円)認められた。</p> <p>今後は、規則に基づき、適正に処理されるよう複数の職員によるチェック体制を講ぜられたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、国の交付決定通知を受付し、支出負担行為を行うことが可能になった日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計190,000円)認められた。なお、契約締結日からは7か月以上遅延していた。</p>	<p>今後は、関係通知等に基づき事務の適正な執行を行い、また、複数の担当者による確認を徹底するなど、内部のチェック体制の一層の強化を図り再発の防止に努める。</p> <p>今後は、関係規則に基づき適正な事務処理を行うとともに、複数職員によるチェックを行うことで再発の防止に努める。</p> <p>今回の事項について、課内で情報共有し、進捗管理を徹底するなど、今後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努めるとともに、決裁過程においてチェック体制の一層の強化を図り、適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	
<p>県有施設営繕課</p>	<p>令和元年 7月29日</p>	<p>証紙収納実績の報告漏れについて 消印した収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告し、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために振替通知書を会計局に提出することとされているが、県有施設営繕課所管の証明事務手数料の1件(500円)について、誤って、証紙収納実績報告書に計上しておらず、また、振替通知書も提出していなかった。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の県土マネジメント関係証明事務手数料への振替額が、500円少なくなっていて、決算額にも影響していた。 今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>今後は、契約内容証明書類と証紙実績報告書類をまとめて一件書類として綴じ、年度ごとに区分して保管する。 また、契約内容証明事務、証紙実績報告事務を、業務手順書に記載し、人事異動時に引き継ぎを必ず行うこととした。 今後、さらに内部のチェック体制の見直しを行い、再発防止に取り組むこととする。</p>
<p>行政委員会 人事委員会事務局</p>	<p>令和元年 8月19日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の広告掲載契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 140,400円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>再発防止のため、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法を周知徹底した。 今後は、関係法令に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知 事 公 室			
旅券事務所	平成31年 3月18日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 88,560円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p> <p>委託業務の自己評価に対する評価等の未実施について 奈良県旅券発給委託業務の実施に当たり、旅券事務所は、契約書に基づき委託業者から提出された業務実施評価書について評価を行うこととなっているが、平成30年7月10日に提出された業務実施評価書に業務改善が必要となる自己評価が記載されていたにもかかわらず、その自己評価に対する評価を行っていなかった。また、旅券事務所の評価の結果を通知、協議するために旅券事務所と委託業者で構成する業務品質向上委員会を開催することとなっているが、同委員会を開催していなかった。 業務の履行状況について評価を行い、その結果を委託業者に通知し、適切な指示等を行うことで業務の改善を図らせることは、委託事業のPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を十分に機能させることとなり、業務の適正な遂行のために重要なプロセスである。 今後は、委託業務の改善が図られるよう、適時に評価を行い、業務品質向上委員会を開催することとされたい。 （注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。 今後は、所内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>今後は、契約書に基づき、委託業者から提出された業務実施評価書について適時に評価を行うとともに、その結果を委託業者に通知し、適切な指示等を行うことで業務の改善を図らせ、業務の適正な遂行に努めることができるよう業務品質向上委員会を開催する。</p>
外国人支援センター	平成31年 3月19日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必</p>	奈良県会計規則等に基づき、

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 36,504円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、センター内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
消防学校	平成31年 4月18日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 1,181,952円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち1件（契約額 91,800円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成事務について、奈良県会計規則等に基づき適正な事務執行を実施するとともに、複数名の職員で事務の進捗確認を確実に実施するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化している。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>平成30年度に取得した車両の車庫証明申請に当たって、所属長が資金前渡として支出した事務手数料(10,860円)のうち、保管場所申請手数料(2,100円)及び標章交付手数料(500円)については、資金前渡職員が事前に証紙を前渡資金により購入のうえ業者に交付すべきであり、また、業者の事務手続きに係る手数料(8,260円)については、所属長が資金前渡によらず直接業者に対して支出すべきであったのに、資金前渡職員がこれらを一括して業者に対し上記の前渡資金により支払っている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、その他関係法令等に基づき、資金前渡に係る事務処理を適正に行うとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>物品の寄附受納手続の不備について</p> <p>物品の寄附を受けたときは、備品管理簿に登記し、物品受贈調書を作成することとなっているが、平成30年度に寄附を受けた救急自動車1台について、備品管理簿に登記されておらず、物品受贈調書も作成されていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>資金前渡の事務処理について、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理を実施するとともに、決裁過程のチェック体制の強化として、複数名の職員で確認を確実にを行い、適正に実施している。</p> <p>奈良県会計規則に基づき適正な事務処理に実施し、物品の寄附を受けた時は、備品管理簿に登記し、物品受贈調書を作成する。</p>
<p>医 療 政 策 局</p> <p>精神保健福祉センター</p>	<p>平成31年 3月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必</p>	<p>今後、相手方に対し、契約書</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 642,816円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>作成についての注意喚起を引き続き書面等により実施するとともに、作成及び提出に期限を設定し、速やかに契約書の作成・提出を求め、支出負担行為について適宜行うよう努める。</p>
<p>県土マネジメント部</p> <p>流域下水道センター</p>	<p>平成31年 3月18日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が30件(契約額等合計 121,439,846円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が27件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行を図る。併せて、財務会計システムへの入力も遅滞なく行い、再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 3,151,440円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
<p>まちづくり推進局</p> <p>中和公園事務所</p>	<p>平成31年 4月22日</p>	<p>奈良県立都市公園条例に基づき徴収する使用料等の調定漏れ及び調定事務の遅延について</p> <p>奈良県立都市公園条例に基づき徴収する平成30年度使用料等について、調定漏れの事例が46件（調定額合計 4,292,223円）、調定が遅延していた事例が10件（調定額合計 5,892,981円）認められた。遅延の態様の内訳は、①1か月以上3か月未満の遅延の事例が3件、②3か月以上の遅延の事例が7件（うち最長のものは7か月以上）となっていた。</p> <p>今後は、奈良県立都市公園条例、奈良県立都市公園条例施行規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が45件（契約</p>	<p>調定漏れ、調定事務の遅延については、本年度は所属で一覧表を作成し担当者、管理職員で各々チェックし事務の進捗に目を配ることにより漏れや遅延の発生はない。</p> <p>また、去年度の調定漏れ（46件）については速やかに全ての調定を完了し、早期の納入完了に取り組んでいる。</p> <p>決裁過程で起案者と出納員2名によるダブルチェックを行い、遅延が出ないように努めている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>額等合計 121,998,226円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が34件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が8件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上3か月未満の事例が8件、④3か月以上の事例が3件(うち最長のものは10か月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち44件(契約額等合計 121,947,682円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、収入事務、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>調定については、漏れや遅延が出ないよう一覧表の作成による事前チェックを行うとともに、決裁課程での審査の強化を図り、内部統制の強化に努めている。</p>
奈良春日野国際フォーラム	平成31年3月19日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている</p>	<p>契約の締結にあたっては、奈良県会計規則、奈良県契約規則に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等を遅滞なく行うよう所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、契約を必要とする業務の一覧を作成して所属内で共有</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が20件(契約額等合計 120,441,724円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が18件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち11件(契約額等合計 6,325,576円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>し、契約事務の進捗状況を職員相互に管理するなどチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>